

## 映画著作物の著作権侵害を理由とする中国法人からの損害賠償請求等に関する事例

知財高判平成24年2月28日 平成23年(ネ)第10047号 損害賠償請求控訴事件

[原審・東京地裁平成23年7月11日判決 平成21年(ワ)第10932号]

弁護士・早稲田大学名誉教授 木棚 照一

### ◆事案の概要

Xは、中華人民共和国（以下、中国）国営の中国中央電視台（以下、CCTV）のグループに属する中国法人である。

Xは、雑誌、辞書、ビデオ・DVD等の出版を業とする日本法人Yに対して、Yの「中国の世界遺産」と題するDVDが、XによりCCTVの放送用として中国において平成14年から15年にかけて製作された「中国世界自然文化遺産」と題する全7巻の映画の原版（以下、本件各原版）を複製または翻案したものであると主張し、不法行為に基づく損害賠償として2500万円と不法行為開始月の翌月初日である平成16年4月1日からの年5分の法定遅延損害金の支払いを求め、平成21年4月3日に東京地裁に訴えを提起した。

Yとプレシャスコーポレーション（以下、プレシャス社）は、平成16年3月15日、プレシャス社（または、その委託する製作会社）が、Yに対して本件各原版を供給する旨の契約（以下、本件原版供給契約）を締結した。Yは、「中国世界遺産」全7巻の各DVD（以下、Y各DVD）を製作し、平成16年9月20日から、DVD1本の販売価格を3800円（税別）として販売を開始した。

Xは、Yに対する平成18年2月21日付告知書において、「貴社が当社の授權なしに日本国内において『世界自然文化遺産』（中国部分）を出版、発行した事実に鑑み、当社はプログラムの合法版權所有者として貴社に対し告知いたします。貴社が日本国内において当プログラムを発行する行為は当社の權益を侵した可能性があります。上述問題の妥当な解決及び不必要な紛争を避けるために、本告知書を受け取った後即時当社に対し、貴社の上述行為に関する必要な説明を行ってください」と告知した。

Y各DVDは、5巻を除き、動画映像、音楽、音声はナレーションを除き本件各原版と全く同一であり、Y第5巻も追加映像は全体の約7%、その余の93%はナレーションを除き、動画映像、音楽、音声は4カ所で順番の入れ替えやエンディング部分での編集がされてはいるが、本件第5巻と全く同一である。

Xは、本件各原版を卓倫社に委託して製作したものであり、卓倫社との記録映画製作協議書（以下、本件委託協議書）等において著作権がXに帰属することが明記されていることなどから、本件各原版の著作権を有していること、Y各DVDが本件原版を複製または翻案したものであること等を主張し、Yに対して損害賠償を請求した。

これに対し、Yは、Xの本件各原版の著作権を争うとともに、損害賠償請求権の一部が時効消滅したことなどを主張した。

原審（東京地判平成23年7月11日）は、①本件各原版の著作権はXに帰属するとし、②Y各DVDは、本件各原版の翻案権を侵害したものと認め、③Xの不法行為に基づく損害賠償請求権の一部を時効消滅したものととして、10万5000円の限度でのみ認容し、その余の請求を棄却した。

これに対して、XおよびYは、原判決の各敗訴部分の取り消しを求めてそれぞれ控訴した。

Xは、Yの時効の援用が権利濫用に当たるとしたうえで、不当利得返還請求権に基づく請求原因を追加的に主張した。

Yは、本件各原版の中国における著作権登録がプレシャス社にあることなどを主張して、Xへの著作権の帰属を争った。

## ◆判旨

## Xの控訴の一部につき認容、Yの控訴棄却。

## 1. 著作権法による保護について

「我が国と中華人民共和国は、文学及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という。）の同盟国であるところ、本件各原版は、中華人民共和国の国民が著作者であり、同国において最初に発行された著作物であると解されるから、同国を本国とし、同国の法令の定めるところにより保護されるとともに〈ベルヌ条約2条(1)、3条(1)、5条(3)(4)〉、我が国においても著作権法による保護を受ける〈著作権法6条3号、ベルヌ条約5条(1)。また、ベルヌ条約14条の2(2)(a)は、映画の著作物について著作権を有する者を決定することは、保護が要求される同盟国の法令に定めるところによると規定する。〉」（原審判決引用、以下「引用」とのみ表示。本審で追加した部分を「追加」と表示する）

## 2. 不法行為に基づく損害賠償請求権と不当利得返還請求権の準拠法について

「Xは中華人民共和国法人であり、Yは日本法人であるから、準拠法が問題となるところ、著作権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求については、本件において、Xが本件各原版の複製権又は翻案権が侵害され、Y各DVDが販売されたと主張するのは我が国であるから、『原因タル事実ノ発生シタル地』（法例〔平成11年法律第151号による改正後のもの。以下同じ。〕11条1項）、『加害行為の結果が発生した地』又は『加害行為が行われた地』（法の適用に関する通則法17条〔平成19年1月1日施行〕、同法附則3条4項参照）として、日本法が準拠法となる」（引用）

「不当利得返還請求については、本件において、XがYにより本件各原版が複製され、Y各DVDが販売されたと主張するのは我が国であるから、『その原因となる事実が発生した地』（法の適用に関する通則法14条）として、日本法が準拠法となる。もっとも、不法行為に基づく損害賠償請求権及び不当利得返還請求権に係る準拠法が、日本法であることについて、当事者間に争いはない」（追加）

## 3. 本件各原版の著作権の帰属について

「Xは、……本件各原版の製作に発意と責任を有する者であって、映画製作者……であると認めるのが相当である」

「他方で、本件各原版については、その全体的形成に創作的に寄与した者（著作権法16条本文）は定かではない。しかしながら、中華人民共和国著作権法15条本文において、映画著作物の著作権は製作者が享有すると規定されており……、映画製作に参加する者はその著作権が製作者に帰属することを認識して参加していると推認される上、参加約束なくして映画製作に関与するとは考え難いのであるから、本件各原版の全体的形成に創作的に寄与した者について参加約束があったものと認め、映画製作者であるXに本件各原版の著作権が帰属した（著作権法29条1項）と認めるのが相当である〈著作権法6条3号、ベルヌ条約5条(1)、14条の2(2)(a)〉」（引用）

また、平成15年8月13日に元純社名義で著作権登録がなされているから、元純社に帰属したとする本審でのYの主張については、「著作権登録に関する調査報告書……に記載された著作物が、本件原版と同一のものか否かは判然とししない」こと、仮に同一のものであるとしても、著作権登録における証書発行日が「本件紛争が顕在化した後の2009年（平成21年）5月19日であること等の事情にかんがみれば」「上記の著作権登録がされたことをもって、直ちに元純社に本件各原版の著作権が帰属したと認めることはできない」（追加）とした。

## 4. 消滅時効の成否について

本件告知書の記載内容からみて、「Xは、遅くとも」告知書を送付した平成18年2月21日「までには、YがXの利用許諾を得ないでY各DVDを販売したことを認識していたと認められ」、平成16年と平成17年の販売分については、「不法行為に基づく損害賠償請求に係る消滅時効の時効期間が経過していたというべき」（引用）であるとし、「Y各DVDの販売行為が、継続的不法行為であるとする特段の事情も認められ」ず、「Yが上記消滅時効を援用することが権利の濫用に当たるとはいえない」（追加）として、不法行為に基づく損害賠償請求権の一部が時効消滅しているとする原審の判断を支持した。

## 5. 不当利得返還請求権の存否および利得額について

「Y各DVDは、本件各原版に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており、翻案に当たる。そうすると、Yは、本件各原版の著作権者であるXの利用

許諾を受けずに、Y各DVDを製造、販売し、本件各原版の使用料相当額の利益を受け、Xに同額の損失を及ぼしたものと認められる」(追加)

Yは、本件原版供給契約においてプレシヤス社に対し、合計2100円を支払うことが定められていたが、これには「利用許諾料以外の対価が一定程度含まれていたものと解される」「本件各原版の使用料相当額は、Y各DVDの小売価格3800円(税抜)の25%に実販売本数を乗じた額と認めるのが相当であり、Yは上記使用料相当額の利得を得たと認められる(ただし、不法行為に基づく損害賠償請求が認められるY第2巻の平成18年8月17日販売分100部を除く。)、Yは、「訴状……の送達を受けた日である平成21年7月13日から悪意となったものと認められる」「以上によれば、Yは、Xに対し、不当利得に基づき、……1054万5000円及びこれに対する訴状送達の日である平成21年7月13日から支払済みまで民法704条前段所定の利息の支払義務を負う」(以上、追加)として、Yに対して、不法行為に基づく損害賠償、弁護士費用相当額、不当利得の合計1065万円の支払いを命じた。

## ◆評釈

(1) 本件判決は、本件記録映画の各原版に関する著作権を有すると主張する中国法人から、同原版を日本で利用して製作したDVDを日本国内で販売した日本法人Yに対して、損害賠償を求めて訴えを提起した事例に関する。

本件判決自体は、判例上、新しい格別な意義を持つものとはいえないかもしれない。しかし、外国で製作された映画の著作物の著作権の帰属が争われた珍しい事例に関する他、著作権侵害に基づく損害賠償請求の準拠法、不当利得返還請求の準拠法などの国際私法上の問題点が含まれ、実務上も興味を引く事例に関する。

なお、Yの主張する本件各原版の利用許諾の有無に関する部分は、誌面の関係上、省略することにした。

(2) 著作権の最初の帰属に関する準拠法をどのように考えるかについては、各国実質法上の規定が異なり、国際私法上も議論のある問題である。

判旨1では、ベルヌ条約の関連条文を示しながら、本件映画の著作物が同盟国である中国を本(源)国とし、同国の法令によって保護されるとともに、ベルヌ条約上、わが国

でも著作権法による保護を受けるとして、日本の著作権法6条3号とベルヌ条約5条1項の他、著作権の帰属者の決定に関するベルヌ条約14条の2、2項a号を援用している。

判旨3では、日本の著作権法16条本文と29条1項の適用に触れながら、Xに著作権が帰属すると認めるのが相当とする。カッコ内でベルヌ条約14条の2、2項a号の前に、同条約5条1項の内国民待遇に関する規定を引用する点からみれば、ウルマー(Eugen Ulmer)教授が主張したように、内国民待遇の原則からその論理的な帰結として抵触法規則としての保護国法の原則が導かれるとする見解に立っているようにも読める。

著作権の成立および効力については、他の知的財産権と同様、保護国法によるべきだと考えられている。ここでいう保護国法とは、その領域について保護が求められている国の法をいい、ベルヌ条約5条2項にいう「保護が要求される同盟国の法令」と同じ意味ではない。ベルヌ条約のこの文言は、その国において保護が要求される同盟国の法令、つまり、法廷地の実質法および抵触法を含む法令を意味することに注意すべきである。この規定は、もともと1907年のベルリン改正会議の折に原条約2条2項に規定されていた「本源国で定める方式と条件を満たす限り」という規定を削除して無方式主義に移行するにあたり、本源国法の制約を受けることなく、専ら法廷地である同盟国の法によれば足りることを定めたものであった<sup>\*1</sup>。

著作物の最初の権利者の決定に関する準拠法については、保護国法によるべきとする見解、著作物の本源国法によるべきとする見解、著作者および著作物と最も密接な関連を有する国の法によるべきとする見解が対立する<sup>\*2</sup>。

米国においては、判例は必ずしも一貫していないが、本源国法によった判例<sup>\*3</sup>があり、American Law Institute, Intellectual Property, Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law, and Judgments in Transnational Disputes (2008) § 313は、登録によって生じるのではない知的財産権の最初の権利者につき本源国法主義を採っている。

また、日本と韓国の研究者により作成された2010年の知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案)308条2項も、著作権につき本源国法主義を採っている<sup>\*4</sup>。フランスにおいても本源国法主義を採る傾向があるといわれているが、ドイツの判例では保護国法による。ヨーロッパ・マックス・プランク研究グループの原則3:201条でも著



作物の最初の権利の帰属を含め、原則として保護国法によるものとしている<sup>\*5</sup>。

しかし、内国民待遇に関する原則から知的財産権に関する保護国法の原則が導かれるという見解を採ったとしても、著作権に関する最初の権利者の決定は、先決問題にすぎないから本源国法主義を採ることは条約上の原則と矛盾しないとする見解がある<sup>\*6</sup>。

また、内国民待遇の原則から抵触規定が導き出されとしても、それは、外国人の権利享有等に関する特別法である外国人法における特別抵触規定にすぎない。この特別規定がなぜに一般抵触規定である国際私法上の抵触規定となるのかについての説明が必要である。これまでのところ、この点に関して納得できる説明がなされていないように思われる<sup>\*7</sup>。内国民待遇の原則から知的財産権に関する国際私法原則を導くことに賛成することはできない。

筆者は、著作権の最初の帰属者の決定を容易にし、著作物の活用を促進する立場からも本源国法により、一元的に決定するほうが妥当であると考える。

ベルヌ条約5条2項の「保護が要求される同盟国の法令」は、筆者の見解からすれば、抵触規定を含む法廷地の法令を意味するにすぎない。そうとすれば、映画の著作権に関するベルヌ条約14条の2、2項(a)「映画の著作物について著作権を有するものを決定することは保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」とする規定は、前述の意味における保護国法の適用を指定する抵触規定を含むものではなく、法廷地となった同盟国の抵触規定を含む全法秩序に委ねるという意味になる。

日本が法廷地となる場合において、映画の著作物の著作権の帰属を本源国法により決定するのが日本の国際私法原則として妥当であるとするならば、ベルヌ条約14条の2、2項(a)の規定によっても著作物の本源国法により得ることになる。判旨のこの部分では「保護が要求される同盟国の法令」の意義について明確には言及されていない点で疑問がある。

(3) 次に、準拠法の適用とも関連させながら、映画の著作物の著作権帰属に関する実質法との関連をみておこう。

著作権法においては著作者が著作権の帰属者でもあるのが原則である（日本著作権法17条1項参照）。ところが、映画の著作物については、映画製作者が資金や施設等を提供して、事業として多数のそれぞれの役割を持った人たち

を動員して、それらの人たちが協力し合って製作する著作物だけに、映画の著作者と著作権の帰属者をどのように決定するかが問題になる。

日本の著作権法16条においては、映画の著作物の著作者は、……製作、監督、演出、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に寄与した者とする規定し、他方で、同法29条1項では、映画の著作物（職務として著作されるものなどを除き）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し、当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属すると規定する。

これは従来、映画の著作者と映画製作者が契約によって映画製作者の権利行使に委ねられていたことや、映画は映画製作者が製作費を投資して、製作公表する特殊な性質の著作物であることなどを考慮して作られた規定であるといわれている。

この規定の解釈については、著作者の映画製作への参加約束がある限り、著作権が著作者に発生すると同時に、特別な処分行為を要することなく、法律上、当然にその著作権が映画製作者に移転するとする法定帰属説と完成した映画の著作権が原始的に映画製作者に帰属するとされる原始的帰属説に分かれるが、理論的対立であり、現実の結論に相違が生じるわけではないといわれている<sup>\*8</sup>。

映画の著作物の著作権の帰属に関する実質法については、いろいろな規定の仕方がみられる。例えば、映画製作者と主な映画監督が原則として共同著作物に関する権利として映画の著作権を本来的に所有するという法制、映画製作者が映画の著作権者であるとする法制、譲渡推定規定により反対条項がない限り、映画監督から映画製作者へ著作権が譲渡されたものとする法制などがあり、各国実質法に相違があるといわれている<sup>\*9</sup>。

2001年10月27日の中国著作権法15条は、「映画の著作物及び映画撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権は製作者が享有する」と規定する。なお、この法律の最新改正は、2010年2月26日改正であるが、この点については改正されていない。本条における製作者の意義については、明文の規定も司法解釈もみられないようであるが、学説上は映画の投資者を製作者と解するのが通説のようである。また、「出品単位」あるいは「出品庁」として記載されていれば、その者が著作権者とみなされるのが通常であるといわれている。映画製作者が特別な契約なく、映画

製作会社に製作を委託した場合に映画の投資者に著作権が帰属するとする見解<sup>\*10</sup>と、受託した映画会社に帰属するとする見解<sup>\*11</sup>がある。

判旨3は、「本件各原版についてその全体的形成に創作的に寄与した者（日本著作権法16条本文）」は定かではないとしながら、Xを「本件各原版の製作に発意と責任を有する者」（日本著作権法2条1項10号の定義規定参照）であるから映画製作者であるとする。これは、日本における本件映画の著作物の著作権者を保護国法である日本の著作権法で決定することを前提とするものであるが、ベルヌ条約5条2項および14条の2、2項(a)の「保護が要求される同盟国の法令」の意義を抵触上の保護国法と同義と解したのか、これを法廷地法上の抵触法を含む法令と解したうえで、本件著作物の著作権者の決定を保護国法である日本法によって決定すべきと解したのか明確ではない。

この問題を保護国法によって決定するとすれば、この点についてより詳しく述べた東京高裁平成15年9月25日判決（マクロス事件II）が「映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的収入・支出の主体ともなる者」とし、また、東京地裁平成4年3月30日判決（三沢市勢映画事件、判タ802号208頁）が「映画監督ではなく、映画の発注者に対して映画の製作を完成する義務を負い、映画製作費用を自己の負担とする映画会社」を映画製作者としたのと同旨と考えていいであろう。

さらに、保護国法である日本の著作権法29条1項を適用するにあたり、中国著作権法15条1項本文を参考にして「映画製作に参加する者はその著作権が製作者に帰属することを認識して参加していると推認される以上、参加約束なく映画製作に関与するとは考え難い」として「参加約束があったものと認め」Xに本件各原版の著作権が帰属したものとした。しかし、これは、中国法の規定から中国における法意識や法慣行にまで踏み込んだと思われる判断を示したものであり、日本著作権法29条の適用に関して、かなり無理な解釈をしていることになるように思われる。

むしろ、中国著作権法15条1項の解釈として、直截にXを映画製作者と認め、本件記録映画に記載されている「出品単位」「出品方」という表示は、中国においては通常映画の製作者を意味するので、これと異なることを合理的に

認めるべき反証がない限り、Xに著作権が帰属することを認定すれば足りたのではあるまいか。

このように、著作権の最初の帰属を本源国法である中国法による見解に対して、判例研究会では内国的利益を害するおそれを増大させるという批判もあった。しかし、保護国法によるとすれば、本件の場合にみられるように当事者が現実的に意識していない法的要件が問題となり、無理な解釈が必要となって、最初の権利帰属者の予測を難しくするので、少なくとも中長期的にみれば、かえってアジア諸国において著作物の渉外的な利用契約を根付かせない危険性が生じるのではあるまいか。

(4) 著作権侵害に基づく損害賠償の準拠法については、わが国のこれまでの判例をみても不法行為の問題とみることになるであろう（カードリーダー事件、最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決 [民集56巻7号1551頁以下] においても差止請求が問題となっていない本件については同一の結論になる）。

学説上は、損害賠償の他、差止請求などを含め、すべて知的財産権の効力の問題とみて条理上保護国法による見解もある<sup>\*12</sup>。しかし、著作権侵害を含めて著作権の効力とみて保護国法による見解は、法適用通則法22条の日本法の累積適用を回避する方法としては有用性を持つ場合があるかもしれないが、インターネットの発展・普及によって著作権の保護につき、従来の厳格な属地主義の原則に疑問が提起されている現状の下で、属地主義の抵触法的反映といわれる保護国法の適用を著作権侵害に基づく損害賠償請求権についてまで認めることは妥当でないであろう。

したがって、判旨2の不法行為の準拠法の部分については結論的に賛成することができる。ただ、本件において法例11条によるのか、法適用通則法17条によるのか明確にしていない。法適用通則法の施行日である平成19年1月1日を基準にして、それ以前にYが本件Y各DVDを製作、販売したものとされているから、法適用通則法17条は適用されないので、法例11条1項によることを明確にすべきであろう（法適用通則法附則3条4項）。法適用通則法17条本文は、加害行為の結果が発生した地の法を不法行為の原則的準拠法としているので、法例11条1項の規定と同一ではない。本件の場合には、「原因タル事実ノ発生シタル地」（法例11条1項）としての日本法が準拠法になる。

著作権侵害の準拠法が日本法になるとすれば、損害賠償請求権の消滅時効に関しても損害賠償請求権の準拠法である日本法が適用され、民法724条によりXが損害および加害者を知った時から3年間の短期消滅時効が進行する。

従来の判例上の解釈からみても、Xが本件告知書で告知した平成18年2月21日までは「損害および加害者を知っていた」というべきであるから、Yが平成16年9月20日から12月10日までに販売した部分および平成17年8月22日に販売した部分（原審判決32頁）については、Xが主張するようにYのDVD販売行為を継続的不法行為とみることができず、かつ、Yの時効の援用が権利濫用とみるべき事情もない以上、本件訴訟が提起された平成21年4月3日までに消滅時効にかかっていることになる。

(5) 不当利得返還請求の準拠法について判旨2は、法適用通則法14条により日本法を準拠法として決定している。

これは、法適用通則法14条が不当利得については規定の内容を変えず、文言を現代化したにすぎないものとみて、法適用通則法施行前に生じた不当利得にも適用されることにしているからである（法適用通則法附則3条4項、2条）。

著作権侵害に基づく不法行為の損害賠償請求権が時効消

滅した後に、不当利得の返還請求権が残存するかどうか議論の余地がある。不法行為と不当利得とは、ともに公平の理念に基づくものといえるが、前者は損害の公平な分担を目指すものであり、後者は法律上正当な理由なく他人の損失において利得すべきではないという理念に基づくものである。両制度の直接の目的は異なっている。しかし、少なくとも損害賠償については、いずれも利用料相当額になるのが通常であり、その点では共通性を有する。

このように、不当利得に基づく請求権は、実際の経済的機能において類似するのに、無断利用者の行為の違法性、有責性を要せず、短期消滅時効もない。特許については不当利得返還請求権の補充性を理由に権利行使を制限する見解もあるが、わが国の通説は、特許権侵害についても制限を付することなく、特許権侵害についても両請求権の競合を認めてきた<sup>\*13</sup>。また、野生の王国事件に関する東京高等裁判所昭和52年3月31日判決は、著作権の侵害利得の観念を積極的に認め、不当利得に基づく返還請求権を認めたものと評価されている。本件判旨5の不当利得返還請求に関する部分については、このようなわが国の学説や判例の方向に沿ったものといえることができる<sup>\*14</sup>。

(きだな しょういち)

- ※1) この点については、木棚照一『国際知的財産法』（日本評論社、2009年）66頁以下、130頁以下、228頁以下参照。
- ※2) 作花文雄『詳解 著作権法 [第3版]』（ぎょうせい、2007年）210頁以下参照。
- ※3) Itar-Tas Russian News Agency v. Russian Kurtier Inc. (153 F. 3d.Cir.1998)
- ※4) 木棚照一編著『知的財産の国際私法原則研究——東アジアからの日韓共同提案』（早稲田大学比較法研究所叢書40、2012年）37頁以下参照。
- ※5) 木棚照一編著・前掲注4書316頁以下参照。
- ※6) 例えば、木棚照一『国際工業所有権法の研究』（日本評論社、1989年）190頁で引用したDrobnig教授の見解がある。
- ※7) この点については、木棚照一「東アジアにおける知的財産権に関する共通国際私法原則の必要性と可能性」立命館法学333-334号、500頁以下注14参照。
- ※8) 例えば、高林龍『標準 著作権法』+有斐閣、2010年）128頁以下参照。
- ※9) 例えば、加戸守行『著作権法逐条講義 5訂新版』（著作権情報センター、2006年）216頁以下参照。
- ※10) 北京高級人民法院の裁判官、陳錦川 <http://www.chinaiprlaw.cn/file/2010031416565.html>。
- ※11) 弁護士干国富 <http://b.lawyer8.com/?p=1788>。
- ※12) 例えば、紋谷暢男「知的財産権の国際的保護」、澤木敬郎・畑場準一編『国際私法の争点（新版）』（有斐閣、ジュリスト増刊、法律学の争点シリーズ、1996年）27頁参照。
- ※13) 木棚照一「判例批評」小橋一郎・仙元隆一郎編『工業所有権判例批評』（工業所有権法研究所、1979年）94頁以下参照。
- ※14) 斎藤博・半田正夫編『著作権判例百選 [第3版]』206頁（潮見佳男）参照。